

♡ 要点まとめ（第26回_現代社会と福祉） ♡

●福祉における政府と民間の役割（問題22）

⇒イギリス発祥の理論や思想が出題されがち😊

⑧ 平行棒理論…救済に値する貧民は民間（≡慈善組織協会）が人道的支援、救済に値しない貧民は政府（≡救貧法）が非人道的支援を。1800年代後半～1930年代頃。

⑧ 繰出し梯子理論…民間が、“政府による最低限の支援（ナショナルミニマム）にプラスαした支援”を提供することで、“政府による最低限”のラインがあがっていくこと。

1910年代にウェッブ夫妻が提唱。

〔例〕民間でのオリジナルな取り組みが、公的な制度に位置づけられる

⑧ 社会市場…社会の変化（産業化や経済の発展）による弊害（公害や貧困 etc…）に対して、政府が税金を使ってどうにかしようとする市場。価格メカニズムに基づく需給調整が働きにくい社会的規制の必要な政策的市場。

市場原理主義であるフリードマンに対抗して、ティトマスが提案📖

👉おまけ：負の所得税（by フリードマン👉「新自由主義」の代表格）

👉フリードマンの主張（松田解釈版）📖

高所得者からより高い割合（累進課税）で税金を徴収し、それを低所得者に再分配するなどで不平等だ。なぜなら、高所得者はハイリスクな仕事に従事している見返りとして所得が高いだけで、リスクのない生活を求めている人は安定した（所得が高くない）仕事を自分で選んでるんでしょ？

つまり、所得の格差は、その人がどんな仕事についてどんな暮らしをするかを自ら決めた結果でしかないわけで、高所得を得たいなら、リスク覚悟でそんな仕事につけばいいじゃない。リスクを承知で高所得を得ている人からより高い割合で税金を取るシステムは、不公平だ。

ただ、私たちは貧困層の人を目にするだけでも悩まされる。だから、「貧困層の人を見る」というストレスを軽減させるためってことなら、所得を再分配する理由として認めてもいいかな。

最も平等に手間なく確実に税金を集める方法は、全員の所得から同じ税率で所得税を天引きすることよ。そのあと、年収に応じてそれぞれ追加徴収や現金給付をすればいい。

- 基礎控除額（課税対象にならない収入額）以上に稼いだ人⇒追加でいくらか払う
- 基礎控除額ぴったりだった人⇒なにもしない
- 基礎控除額以下だった人⇒政府からの給付金（負の所得税）をあげる

⑧ 準市場…医療、福祉、教育などの社会サービスの提供システムを“市場化”したもの。

〔例：介護保険制度、障害福祉サービス etc…〕

特徴👉 サービス提供者同士に競争原理を働かせる

特徴👉 利用者には選択権が与えられる

特徴👉 価格は政府が決める（需要と供給のバランスによって価格が決まるという市場原理は働かない）

⑧ NPM（ニューパブリックマネジメント）…民間企業の経営手法を導入して、公共サービスをより安く良いものにしようとする行政改革の方法。

●ニューディール政策@アメリカ（問題 23）

⇒ルーズベルト大統領による 1930 年代（1929 年の世界恐慌の後）の一連の政策

- 金本位制から管理通貨制度へ…「金（Gold）の量」ではなく、「信用」で貨幣の価値が決まる
 ⇨持っている金の量に見合った貨幣しか作れなかったけど、
 景気や経済をコントロールするために貨幣の流通量を意図的に操作できるようになった。
- 公共事業の拡大…必要な公共事業の施行&失業者に雇用を*
- 社会保障法…失業者や貧困層の不満を抑えるために☹️（年金保険、失業保険、公的扶助、社会福祉サービス）

👉おまけ

- 公民権法…1950 年代の公民権運動をうけて 1964 年に成立👉人種差別（特に黒人差別）反対！
- メディケア（高齢者や障害者向け）とメディケイド（貧困層向け）…1965 年に制度化された医療保険。
- ADA（障害を持つアメリカ人法）…1990 年。障害者差別の禁止、障害者の社会参加 etc…
 4つの柱👉雇用、公共サービス、公共施設での取り扱い、電話や通信の利用
- TANF（貧困家族一時扶助）…1996 年。子供がいる家庭を対象に、5 年間の現金給付&就労支援。

●ブラッドショーのニード類型（問題 25）国試ナビ（社 2023/2024）P.28👉*

客観的	規範的ニード （ノーマティブ）	専門家や行政職員が判断する
	比較ニード （コンパラティブ）	他の人と比較して導き出す
主観的	感得されたニード （フェルト）	本人が自覚する
	表明されたニード （エクスプレスト）	本人が自覚して、申し出る

👉おまけ：有名どころなので要チェック👉*

◇ 三浦文夫：『ニード論』が👉

- 経済的な困窮が課題だった時代にはみんなお金が必要（貨幣的ニーズ）
- 生活水準が上がるとサービス（保育や介護などを含む）が必要になる（非貨幣的ニーズ）
 ⇒非貨幣的ニーズは、いろんな人や会社がサービスを供給することで満たされる（市場化、規制緩和）

◇ フレイザー：必要かどうかを専門職が判断する…必要充足の政治
 必要かどうかを民主的な政治の場で判断する…必要解釈の政治

●日本の貧困（問題 24）

⇒ニュースでも目にする事が多いので、ちょっとだけ気が付けてみてください📺👁️

※貧困の基準（貧困線）：等価可処分所得の中央値の半分

〔2022年国民生活基礎調査〕

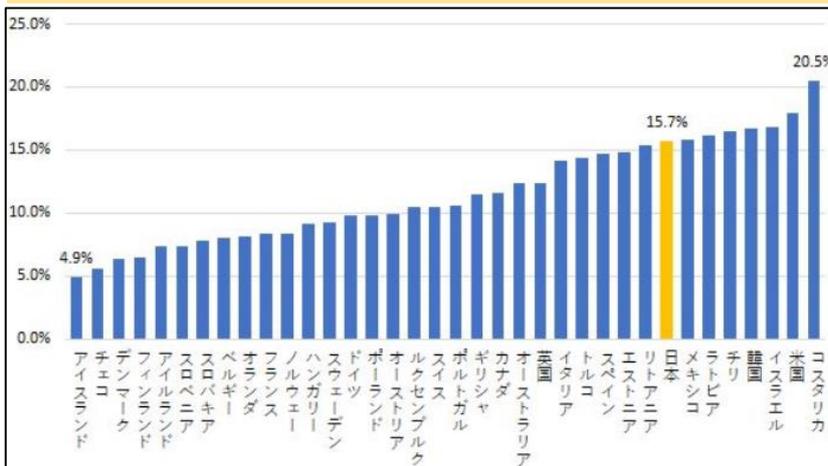
表 11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		2021 (令和3)年
												旧基準	新基準	新基準
(単位：%)														
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
(単位：万円)														
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

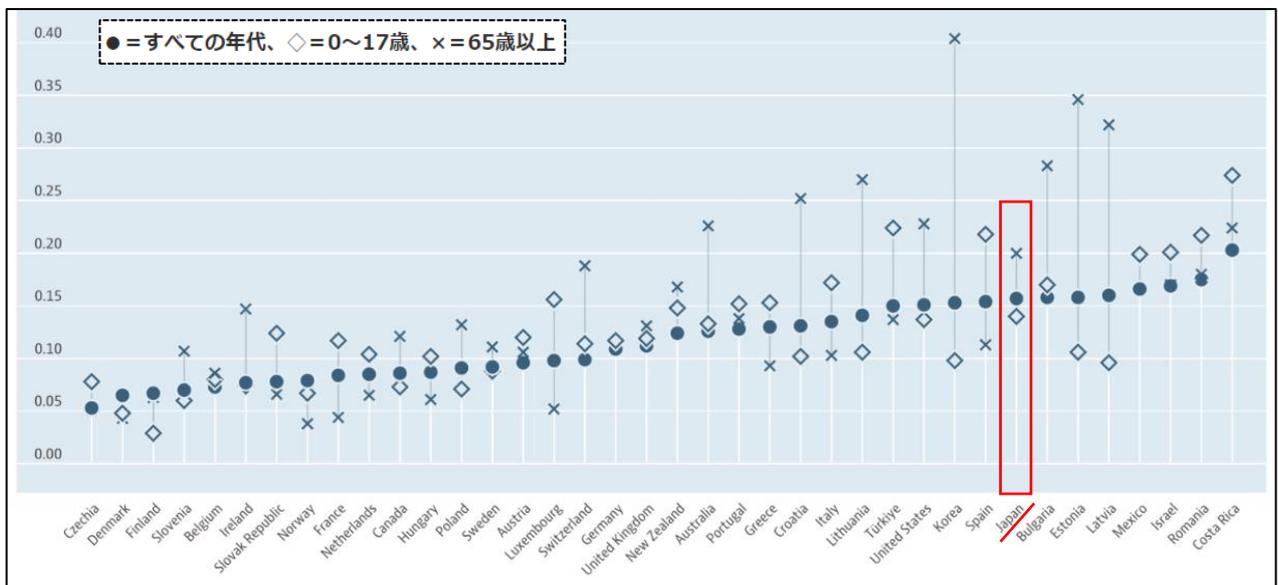
10%超え…

大人が一人の世帯の貧困率が圧倒的に高い

〔OECD加盟国でのランキング（2021～2022年頃の数値）〕



👉先進国でも広がる格差…😞



👉日本の場合、
高齢者の貧困率が高い

●ベビーブーム（問題 26） 国試ナビ（社 2023）P.216/（社 2024）P.224🔍

⇒もうきっと2度と来ないであろうニッポンのベビーブーム…☹️🗨️

- ・第1次ベビーブーム…1947年～1949年の「段階の世代」。2025年はこの人たちが全員後期高齢者（75歳以上）になることから「2025年問題」が話題に🗨️🗨️
- ・第2次ベビーブーム…1971年～1974年。団塊の世代が結婚して子供を授かった時期👩👨👶

●外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（問題 27）

⇒期間は令和4年度～令和8年度までの5年間🗨️hello!👉👉👉👉👉👉
在留外国人は年々増加（令和5年6月末で322万人超）、出身国は多様化🌐🗨️



外国人との共生社会の3つのビジョン🗨️

- ◇ 安心・安全な社会
- ◇ 多様性に富んだ活力ある社会
- ◇ 個人の尊厳と人権を尊重する社会

中長期的な取り組み🗨️

- 🗨️円滑なコミュニケーションと社会参加
 - ・日本語教育の強化、水準及び質の向上
 - ・生活オリエンテーション動画の作成や活用

- 🗨️外国人への情報発信、相談体制の強化
 - ・ガイドブックやポータルサイトの作成
 - ・「話し言葉のやさしい日本語」

🗨️ライフステージ、ライフサイクルに応じた支援

- ・乳児期、学齢期：子育て支援、修学状況の把握
- ・青壮年期初期：高校入試における特別枠等の設定、キャリア形成支援
- ・青壮年期：留学生支援（外国人雇用サービスセンター、高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成）
就労場面（日本人と外国人双方への手引きや動画、ハローワークでの専門相談、職業訓練）
労働環境（労務管理のための例文集 etc…）
- ・高齢期：年金制度の周知

🗨️共生社会の基盤整備

- ・共生社会の実現に向けた意識の醸成（イベントとか普及啓発的な…）
- ・相談窓口における連携強化、外国人材在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化
- ・手続き関係のオンライン化
- ・外国人支援の専門人材の育成に関する検討
- ・外国人も社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- ・在留管理の強化（技術流出を防ぐために研究者等の受入れ審査を強化、留学生の管理が不適切な学校での留学生受け入れに対する審査厳格化、技能実習制度の適正化、失踪技能実習生が多い送出機関からの受入れ停止等、不法滞在者への対策強化）

毎年改訂される「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」もあわせて check🔍
（こっちは短期的な課題に対応するものらしい…）



まあほほほほ同じ…🗨️

●所得の再分配（問題 29）

⇒社会全体の均衡を保つ（格差が大きくなり過ぎないように調整する）ために必要な仕組み…とはいえ、
いろんな議論がある難しいテーマです🗨️

🗨️垂直🗨️…高所得層から低所得層へ（累進課税制、生活保護などの低所得層への給付 etc…）

🗨️水平🗨️…同一所得層内でみんなからお金を集めて、必要な人へ（医療、保育 etc…）

🗨️世代間🗨️…若い世代のお金を高齢者へ（賦課方式の年金システム）



積立方式：若いときに積み立てたお金を、高齢になってから受け取るシステム

●福祉〇法（問題 26）

- 戦後すぐ～「福祉三法」：生活保護法（旧…1946年/新…1950年）
児童福祉法（1947年）
身体障害者福祉法（1949年）

日本国憲法（1946年）
社会福祉事業法（1951年）

- 1960年代「福祉六法体制」：精神薄弱者福祉法（1960年）
老人福祉法（1963年）
母子福祉法（1964年）
- 1980年代「福祉八法体制」：老人保健法（1982年）
社会福祉医療事業団法（1984年）
- 1990年「福祉八法改正」：老人福祉法/身体障害者福祉法/児童福祉法/老人保健法 改正
- 2000年代「現・福祉八法体制」：社会福祉事業法⇒社会福祉法（2000年）
老人保健法⇒高齢者医療確保法（2008年）

●福祉レジーム by エスピン-アンデルセン（問題 28） 国試ナビ（社 2023/2024）P.27Q★

⇒久しぶりのご登場です👏！日本はどこにも属さず…（いろいろ混ざってる状態）

	自由主義	保守主義	社会民主主義
代表国	アメリカ	ドイツ、フランス	北欧
主たる福祉供給源	市場	家族	国家
所得の再分配	小さい	中くらい	大きい
給付の対象	選別主義 (生活困窮者中心)	公的扶助は選別主義 社会保険は普遍主義	普遍主義
就労と福祉の関連	強 (働かざる者食うべからず！)	中～強	中
失業率	変動が大きい	高くなりがち	低くなりがち
脱商品化	低い (福祉サービスは労働の対価として得られるもの👌)	高い (福祉サービスは労働の有無にかかわらず得られるもの👏)	
脱社会階層化	低い (職種や社会階層によって福祉サービスの差が大きい)		高い (職種などによる福祉サービスの差は小さい)
脱家族化	低い (家族負担が大きい⇨家族への支援が不十分)		高い (家族負担が小さい⇨家族支援が充実)

●いろいろな組織と根拠法（問題 30）

⇒こういうのがどんどん出てきてコンガラガルわけです👏アツクッ…！

- ◇ 地域包括支援センター：介護保険法 国試ナビ（社 2023）P.78/（社 2024）P.80Q★
- ◇ 母子家庭等就業・自立支援センター：法律ではなく、実施要綱に基づく事業
- ◇ 福祉事務所：社会福祉法 国試ナビ（社 2023）P.81/（社 2024）P.83Q★
- ◇ 運営適正化委員会：社会福祉法 国試ナビ（社 2023）P.82/（社 2024）P.84Q★
- ◇ 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法 国試ナビ（社 2023）P.118/（社 2024）P.123Q★

●居住支援（問題31）

⇒ここ数年の超頻出☺️!

- 生活困窮者住宅確保給付金…生活困窮者自立支援法に基づく給付金。困窮に陥った理由が離職や廃業などの場合に支給される。

国試ナビ（社2023）P.140/（社2024）P.146📖📌

- 公営住宅の家賃…減免可📌

公的な制度に関する費用（国民年金、国民健康保険料など）は基本的に申請によって減免される📌（例外が出てきたらそれだけ覚える!）

- 不動産担保型生活資金の貸付…生活福祉資金貸付の一種。“65歳以上”という要件あり。

国試ナビ（社2023）P.141/（社2024）P.147📖📌

- 被災者生活再建支援金…給付型（返済不要）📌📌

全都道府県でお金を出し合っている基金が1/2、国が1/2を負担。

- 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）

⇒国試ナビ（社2023）P.91/（社2024）P.93📖📌

概要：①住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度、経済的支援、居住支援を行う
②国、地方公共団体：要配慮者が賃貸住宅に入居できるよう、努めなければならない
③賃貸事業者：国と地方公共団体に協力するよう、努めなければならない

*住宅確保要配慮者：低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他

*居住支援協議会：行政、不動産関係団体、居住支援団体（居住支援法人、社会福祉法人、NPO…）等で作る協議会。

ー 活動内容 ー

情報交換、要配慮者への情報発信・紹介・斡旋、相談会や講演会の開催

*登録制度：民間の空き家、空き部屋を活用して要配慮者の住宅を確保する制度

⇒大家さんが空き家、空き部屋を都道府県に登録する

ー 大家さんにとってのメリット ー

- ①入居者が見つかりやすくなる（空き家のままだと家賃収入ゼロ…）
- ②居室を整備するための改修費、家賃の一部や保証料への補助金あり
- ③居住支援法人などが入居者の生活支援をしてくれる

*居住支援法人：要配慮者への居住支援の担い手として都道府県知事から指定された法人

⇒NPO、一般社団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社…など。

ー 主な業務内容 ー

- ①登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ②住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③見守りなどの生活支援